

## 加古川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱

令和5年4月1日産業経済部長決定

### （目的）

第1条 この要綱は、経営が不安定な就農直後の青年新規就農者に、市が資金を交付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、将来の市農業の担い手の確保に資することを目的とし、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第2613号。以下「実施要綱」という。）、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （補助金の種類等）

第2条 補助金の種類、範囲、額及び期間は、別表1に掲げるとおりとする。

### （補助金の交付の申請）

第3条 補助事業者は、実施要綱附則の2により、なお従前の例によることとされる改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（令和3年3月30日付け2経営第3016号。以下「旧実施要綱」という。）別記1第6の2（3）に定める交付申請書を市長に提出しなければならない。

### （補助金の交付の決定）

第4条 市長は旧実施要綱別記1第7の2（4）に定めるところにより交付決定をしたときは、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定通知書（様式第1号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者が暴力団等（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定し、農業次世代人材投資資金（経営開始型）不交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

### （交付決定の取消し及び通知）

第5条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができることとし、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付決定取消通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

(補助金の交付)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書兼口座振替依頼書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、旧実施要綱別記1第7の2(4)の定めるところにより補助金を交付する。

(補助金の交付の停止、中止及び休止)

第7条 交付の停止、中止及び休止については、旧実施要綱別記1第5の2(3)、第6の2(4)及び(5)並びに第7の2(7)及び(8)に定めるところによる。

(補助金の返還及び免除)

第8条 補助金の返還及び免除については、旧実施要綱別記1第5の2(4)、第6の2(7)及び第7の2(9)に定めるところによる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日又は農業人材力強化総合支援事業実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

【別表 1】（第 2 条関係）

補助金の種類	補助金名称	農業次世代人材投資資金
補助金の範囲	対象となる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年度以前に加古川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）に係る承認を受けた者</li> <li>・令和 3 年度に加古川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）に係る承認を受けた者</li> </ul>
補助金の額及び期間	<p><b>【令和 2 年度以前に加古川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）に係る承認を受けた者】</b></p> <p>経営開始初年度は、交付期間 1 年につき 1 人あたり 150 万円を交付し、経営開始 2 年目以降は、交付期間 1 年につき 1 人あたり 350 万円から前年の総所得（農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。）を減じた額に 3 / 5 を乗じて得た額（1 円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が 100 万円未満の場合は 150 万円を交付する。また、交付期間は最長 5 年間（平成 30 年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後 5 年度目分まで）とする。</p> <p><b>【令和 3 年度に加古川市農業次世代人材投資資金（経営開始型）に係る承認を受けた者】</b></p> <p>経営開始 1 年目から経営開始 3 年目までは交付期間 1 年につき 1 人当たり 150 万円、経営開始 4 年目以降は交付期間 1 年につき 1 人当たり 120 万円を交付する。また、交付期間は最長 5 年間（経営開始後 5 年度目分まで）とする。</p>	